

「特定小型原動機付自転車」 に関する主な交通ルールについて

～特定小型原動機付自転車とは？～

- 特定小型原動機付自転車とは、次の基準を満たすものいいます。

車体の大きさ	車体の構造
長さ：190センチメートル以下	時速20キロメートルを超えて加速することができない構造であること。
幅：60センチメートル以下	走行中に速度の設定を変更することができないこと。
	オートマチックトランスミッション（AT）であること。
	最高速度表示灯（灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの）が備えられていること。等



～交通ルールを守りましょう！～

- 16歳未満の者の運転禁止！

特定小型原動機付自転車を、16歳未満の者が運転することは禁止されています。

また、特定小型原動機付自転車を運転するおそれのある16歳未満の者に対して、特定小型原動機付自転車を提供することも禁止されています。

- 車道通行が原則！

特定小型原動機付自転車は、車道の左側を通行しなければいけません（ただし、自転車道があれば、自転車道を通行することができます。）。

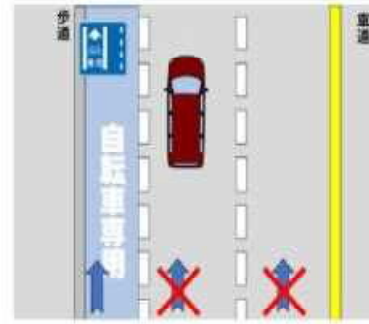
車両通行帯のない道路では、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の通行帯を通行しなければなりません。

【通行場所のイメージ】



「特定小型原動機付自転車・自転車専用」



「普通自転車専用通行帯」

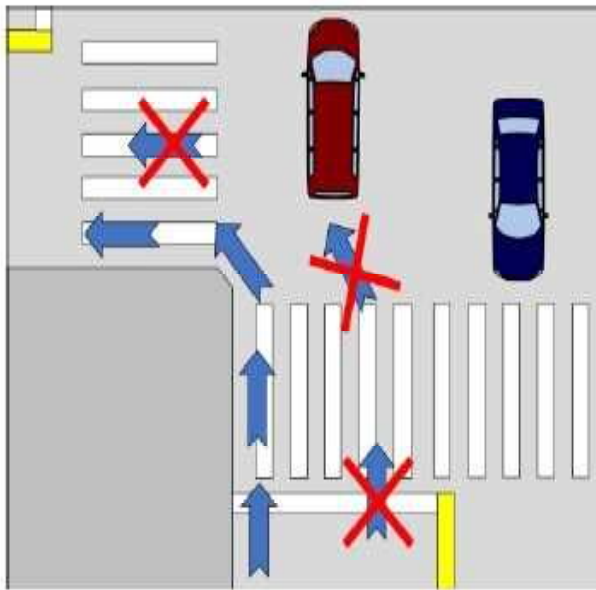


● 左折又は右折の方法

～左折の方法～

左折をしようとする場合には、後方の安全を確かめ、あらかじめ**ウインカー**を操作して**左折の合図**を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分に速度を落とし、**横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。**

【イメージ】

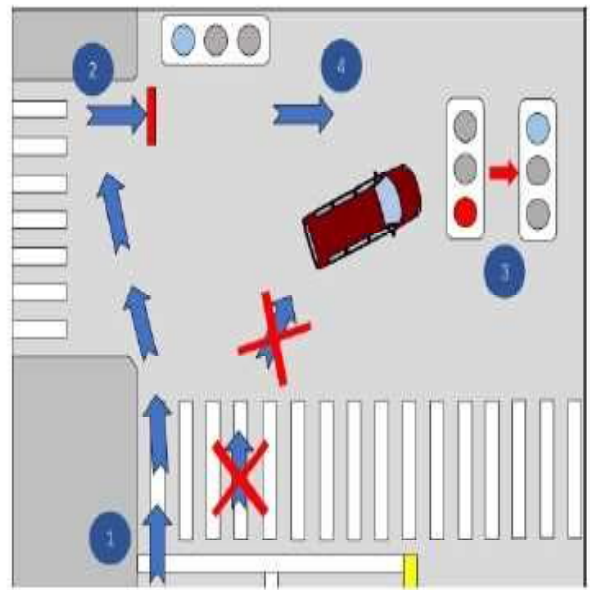


～右折の方法～

どのような交差点でも、いわゆる「**二段階右折（※）**」をしなければなりません。

※ 青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって向きを変え、前方の信号が青に変わってから進むこと

【イメージ】



● 飲酒運転の禁止！

お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です！！

● 乗車用ヘルメットの着用！

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要ですので、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

● 歩行者の優先

歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、**横断歩道の手前（停止線があるときは、停止線の手前）で一時停止**して歩行者に進路を譲らなければなりません。

● その他守らなければならないこと

スマートフォン等を通話のために使用したり、その画像に表示された画像を注視したりしながら運転してはいけません。



※ 詳しくは警察庁のサイトをご覧ください。

【警察庁ウェブサイト】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

